

協議第 2 5 号

平成 1 5 年 1 0 月 9 日 確認

各種事務事業の取扱い（農林水産関係その 1）について

各種事務事業の取扱い（農林水産関係その 1）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

【協議結果】

区分 1 及び区分 2 の負担割合については、合併までに調整する。

協議第25号

協 議 会 協 議 項 目 (案)

各種事務事業の取扱いについて
農林水産関係(その1)

津 地 区 合 併 協 議 会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	産業労働部会
関係項目	農林水産関係	分科会	農業基盤整備分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 農林業関係国県補助事業 (受益者分担割合)						
県営土地改良事業 県営林道事業 (事業主体:三重県)	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金及び市費10%を控除した額	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の80/100以内
団体営土地改良事業 補助営林道事業 (事業主体:市町村又は土地改良区、森林組合)	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金及び市費10%を控除した額	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の20/100~22/100以内
県単土地改良事業 県単林道事業 (事業主体:市町村又は土地改良区、森林組合)	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金及び市費10%を控除した額	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の20/100~35/100以内
災害復旧事業	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金及び市費20%(農地30%)を控除した額	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の100/100以内	事業費の35/100以内

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1.新たに制度を制定する。(合併と同時)		
構成市町村の現況			
香良洲町	一志町	白山町	美杉村
—	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の6.5/100
—	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の2/3以内	事業費の6.5/100
—	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の6.5/100 (林道関係) 事業費の8/100 作業道は12/100
—	事業費から国県補助金を控除した額の20/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	【農業関係】事業費の補助限度額を超過する事業費に係る分担金を当該事業費の10/100以内 (農地) 2/100 (施設) 1/100 【林道関係】事業費の1/100
調整の具体的内容			
<p>・現在の市町村負担割合及び地元負担割合について各市町村間に差異が見られることから、新市移行後の新規事業については、地元負担割合等、合併と同時に新たな制度で統一する方向で調整する。</p> <p>・新市移行前からの継続事業について、該当事業が終了するまでの間は新市移行後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。</p>			

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い			専門部会	産業労働部会	
関係項目	農林水産関係			分科会	農業基盤整備分科会	
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 農林業関係市町村 単独事業 (受益者分担割合)						
土地改良事業	事業費の20/100 ・(単独整備事業) 国・県補助の対象とならない小規模な整備を行う。 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね10万円以上150万円以下の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の50/100 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね8万円以上50万円未満の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の0～75/100以内 [事業により負担金をわけている。] ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね10万円以上の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の60/100以内 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね10万円以上の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の50/100 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね5万円以上150万円以下の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の20/100～55/100以内 [事業により負担金をわけている。] ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業に対する補助金の交付を行う。
災害復旧事業	(農地) 事業費の30/100 (施設) 事業費の20/100	(農地) 事業費の50/100 (施設) 事業費の35/100	(農地) 事業費の50/100 (施設) 事業費の50/100	—	—	—
施設維持管理事業	市 100% ・補修用原材料支給 ・排水機場管理委託等		町 100% ・排水機場管理委託等	町 100% ・補修用原材料支給 ・樋門管理委託等	村 100% ・補修用原材料支給	町 100% ・補修用原材料支給 ・排水機場管理委託等

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	2.新たに制度を制定する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	事業費の20/100~40/100 ・(単独整備事業) 津市に同じ ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業 に対する補助金の交付を行う。 (10万円以上)	事業費の20/100、70/100 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業 で、総事業費が一件あたり概ね 3万円以上100万円以下の事業 に対する補助金の交付を行う。	事業費の6.5/100 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業 に対する補助金の交付を行う。 上限100万円以内 (村補助割合は70/100、75/ 100)	・現時点の市町村負担割合及び受益者負担割合について各市町村間に差異が見られることから、新市移行後の新規事業については、受益者負担割合等、合併と同時に新たな制度で統一する方向で調整する。 ・新市移行前からの継続事業について、該当事業が終了するまでの間は新市移行後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。
—	事業費(400,000円未満)の 15/100	—	(林業関係) 事業費の7.5%以内 林地崩壊防止事業	
町 100% ・補修用原材料支給 ・樋門、頭首工管理委託等	町 100% ・補修用原材料支給	町 100% ・補修用原材料支給	村 100% ・補修用原材料支給 ・幹線林道の草刈	・現行のまま新市に引き継ぐ

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	産業労働部会
関係項目	農林水産関係	分科会	水産分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 漁港整備事業	①県単漁港改良性事業 (荷捌き施設背後地舗装工事) 舗装工 H14年度事業費 1,680,000円 (県40%、市40%、漁協20%)	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8.現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	-----------------

構成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村				
<p>①県単漁港改良事業(航路浚渫工事) H14年度事業費23,000,000円 (県40%、町60%) うち県単対象事業費 14,400,000円 町単事業費 8,600,000円</p> <p>②国補事業 ・漁港区域内堤防改修工事 H14年度事業費81,000,000円 (国2/3、県17/60、町1/20)</p> <p>・海岸高潮対策事業 H15年度～H19年度(計画) 総事業費1,170,000,000円 (国2/3、県17/60、町1/20)</p>	—	—	—	—	—	—	<p>漁港整備事業については原則的に新市に引き継ぐこととする。 県単事業について受益者負担割合に差異が見られるが、平成14年度単年度事業であるため、新市移行後、県単事業が採択された場合、受益者負担割合は原則的に以下の考え方に基づき調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港、漁場基本施設等、受益者が不特定、かつ、公共が行うべきと認められるものは、受益者負担を求めない。 ・水産経営構造改善事業等、受益者が特定できるものについては受益者負担を求める。